

WOSHレンタル契約約款

このWOSHレンタル契約約款（以下「本約款」といいます。）は、水循環型ポータブル手洗機「WOSH model zero」（以下「本物件」といいます。）のレンタル申込者（以下「借主」といいます。）と当社であるWOTA株式会社（以下「当社」といいます。）との間で締結されるレンタル契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。

第1条（レンタル契約の成立）

1. 借主は、本物件のレンタルを申し込む前に、本約款の内容を十分に確認するものとします。本約款の全部又は一部に同意しない場合には、本物件のレンタルを申し込むことはできません。借主が本物件のレンタルを申し込んだ場合には、借主が本約款の内容を十分に確認したうえ、一切の内容に同意したものとみなします。
2. 借主は、本物件のレンタルの申込みに際し、当社所定の発注書（以下「発注書」といいます。）に必要事項を記入の上、当社に提出するものとします。当社は、かかる発注書の提出を受け、当社所定の審査を行い、本物件のレンタルを承諾する場合には、その旨を借主に書面（電磁的記録を含みます。以下同じとします。）により通知するものとし、かかる通知の発信を以て当社と借主の間に本約款に従った内容の本契約が成立するものとします。借主が本物件のレンタルを申し込んだ場合であっても、当社は本契約の成立を保証するものではありません。

第2条（レンタル期間及び中途解約等）

1. レンタル期間は、借主が当社に本物件のレンタルを申し込んだ際に提出した発注書に記載された期間とします。
2. 借主は、レンタル期間中といえども、事前に書面により当社に通知の上、本物件を当社の指定する場所に返還して、本契約を解約することができるものとします。
3. 前項に定める借主による解約の場合、その他当社の責に帰すべき事由以外の事由により本契約が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）には、借主は、レンタル期間の残存期間に対応するレンタル料金を当社に直ちに支払うものとします。

第3条（レンタル料金）

1. 本物件のレンタル料金（初期費用を含みます。以下同じとします。）は、発注書に記載された金額とします。
2. 本物件のレンタル料金の支払いは、弊社所定の支払方法によるものとします。当該支払方法が複数ある場合には、発注書において借主に選択していただきます。請求書払いをご選択された場合には、借主は、当社に対し、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに当社の指定する方法により支払うものとします。振込手数料は借主の負担とします。クレジットカードによる支払いを選択された場合には、借主がクレジットカード会社との間で別途契約する条件に従うものとします。また、借主と当該クレジットカード会社などの間で紛争が発生した場合は、借主と当該クレジットカード会社の双方で解決するものとします。

第4条（本物件の引渡し）

1. 当社は、発注書記載の日本国内の引渡場所において、本物件を借主に引き渡すものとします。
2. 地震、台風、大雨、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、感染症、その他の不可抗力（以下「不可抗力」と総称します。）並びに、運送中の事故、労働争議、その他当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって本物件の引渡しが遅延したときは、当社は、一切の責任を負わないものとします。また、この場合のレンタル開始日は、本物件が引き渡された翌日とします。

第5条（本物件の引渡し・返還の費用負担）

本物件の引渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、借主の負担とします。

第6条（担保責任）

1. 借主が、本物件の引渡しを受けた後2日以内に本物件の性能の欠陥につき当社に書面により通知をなさなかった場合は、本物件は通常の品質・性能を備えた状態で借主に引き渡されたものとします。
2. 当社は借主に対して、本物件の引渡し時において、本物件が通常の品質・性能を備えていることのみを担保し、借主の使用目的への適合性その他については担保しません。

第7条（本物件の使用・保管等）

1. 借主は、本物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用を負担します。また、借主は本物件を本約款に定める条件及び当社が借主に提供する取扱説明書その他の文書（以下「本件文書」といいます。）に記載された内容に従い使用します。
2. 借主は、本物件におけるフィルター等の消耗品について、当社純正品のみを使用するものとします。借主が当社純正品以外の物品を使用した場合には、本約款及び本件文書に定められた本物件の品質・性能は一切保証されません。また、借主が当社純正品以外の物品を使用した場合、第11条の定めが適用されるものとします。

第8条（本物件の所有権）

1. 本物件の所有権は、当社に帰属します。
2. 第三者による本物件についての権利主張、若しくは仮処分等の強制執行の申出その他の法律上若しくは事実上の侵害がなされ、又はそのおそれがあるときは、借主は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
3. 借主は、本契約に基づく権利及び本物件を譲渡し、又は本物件を第三者に転貸し（有償であるか、無償であるかを問いません。）若しくは担保に差し入れる等の行為により、本物件に対する当社の所有権を侵害し、又はそのおそれのある行為をしないものとします。

第9条（知的財産権）

本物件に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、本物件に含まれるノウハウ、コンセプト、アイディア及びその他一切の知的財産権（特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び出願中のものを含みます。）は、第三者の商標等、本物件において別段の表示がされているものを除き、すべて当社に帰属するものとします。

第10条（利用情報の取得）

借主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報（以下「利用情報」といいます。）を取得することを承諾するものとし、当社が業務委託先とともにこれを利用する権限を有することを確認します。

第11条（本物件の原状変更等）

借主は、本物件に他の装置を付着し、本物件の一部を除去し又は取替え、その他本物件の仕様、性能、機能、品質等を変更し、本物件引渡時の原状を変更することはできないものとします。これに違反した場合、当社は、原状回復を借主に請求できます。また、これとともに当社は、当該違反による損害及び逸失利益の賠償を借主に請求できます。

第12条（禁止事項）

1. 借主は、本約款における他の制限に加え、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 本物件に貼付された当社の所有権を明示する標識その他の表示、マーク、標識等を除去し、又は汚損すること。
 - (2) 本物件を発注書記載の設置場所から当社への事前の書面による通知なくして別の場所に移転すること（但し、同一建造物内における移置を除きます。）
 - (3) 本物件に他の物件を付着させ、本物件の一部を除去あるいは取替え、又は改造する等、本物件の引渡し時の現状を変更すること
 - (4) 本物件に搭載されたコンピュータ及びソフトウェア（以下「本件プログラム等」といいます。）を分解、調査、解析、逆コンパイルする等の行為を行うこと
 - (5) 本件プログラム等を第三者に譲渡し、又は使用権を設定すること
 - (6) 本件プログラム等を複製、改変又は変更すること
 - (7) 本物件を、本件文書記載の用法以外の用法で使用する
 - (8) 本物件を当社の許可なく改造、解体すること（但し、本物件のフィルター交換等の通常のメンテナンスに該当する行為は除く）
 - (9) 本物件を当社が指定しない外部機器に接続すること
 - (10) 当社が指定する純正品以外のフィルター等の消耗品を使用すること
 - (11) その他、当社が提供する本件文書に反する使用をすること
2. 借主が前項の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該違反行為によって借主又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

第13条（交換）

借主は、当社が必要かつ相当と認めた場合には、使用中の本物件をメンテナンス済みの本物件と交換できるものとします。メンテナンス済みの本物件の交換に関わる運送費用等の諸費用は、当社が負担するものとします。

第14条（本物件の修理等）

1. 自然故障、又は借主の責に帰すべからざる事由に基づいて生じた性能の欠陥等により、本物件が正常に作動しない場合、当社は、当社の選択に従い、本物件の修理又は取替を実施し、これらの必要な運送費は当社の負担とします。但し、不可抗力により生じた破損等の場合はこの限りではないものとします。
2. 前項の本物件の修理又は取替に過大の費用又は時間を要する場合、当社は、本契約を解除することができるものとします。この場合において、借主に損害が生じた場合であっても、当社は当該損害を賠償する責任を負いません。
3. 借主の責に帰すべき事由により本物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含みます。以下同じとします。）、又は毀損（所有権の制限を含みます。以下同じとします。）した場合には、借主は、当社に対し、代替品（新品）の購入代金相当額、又は本物件の修理代金相当額及び当社の本物件不稼働による損失額を損害賠償金として直ちに支払います。

第15条（本物件の使用地域）

借主は、本物件を日本国内において使用するものとします。

第16条（保険）

1. 本物件には当社が動産総合保険を付保します。
2. 本物件に保険事故が発生した場合は、借主は直ちに、その旨を当社に通知するとともに、当社の保険金受領手続に必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとします。

3. 借主が前項の義務を履行した場合は、借主が当社に賠償しなければならない金額について、当社の受取保険金を限度に、その義務が免除されます。但し、借主が前項の通知義務・交付義務を怠り、又は本物件の滅失・毀損について故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

第17条（守秘義務）

1. 借主は、本契約期間中及び本契約終了後3年間、本契約の内容及び本契約に基づき当社から秘密である旨を指定して開示された営業上の情報又は技術上の情報（口頭で開示された情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を守秘し、当社の承諾なくして第三者に開示し、本契約の目的以外の目的で使用してはならないものとします。
2. 以下のいずれかに該当する情報等は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 公知の情報又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - (2) 第三者から適法に取得した情報
 - (3) 開示の時点で保有していた情報
 - (4) 自らが独自で開発した情報
 - (5) 当社が、保守業務の実施の目的で、本物件の通信機能を用いて本物件の装置より取得した情報及びデータ（本物件から取得又は収集される電磁的記録をいいます。）
3. 第1項の規定に拘わらず、借主は、法令、政府機関、裁判所の命令（以下「命令等」といいます。）により、当社から開示された情報の開示が義務付けられた場合には、事前に当社に通知したうえで、当該命令等に従うために必要な限度において、秘密情報を開示することができるものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 借主及び当社は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを相互に確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 自己の役員又は自己の経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主及び当社は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
 - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
 - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
 - (4) その他前三号に準ずる行為
3. 借主又は当社は、前二項の各号のいずれかに違反することが判明したときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。
4. 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

第19条（契約の解除）

借主が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は通知・催告その他の手続を何ら要することなく、本契約を解除することができます。この場合、借主は、当社に対し、未払レンタル料、レンタル期間の残存期間に対応するレンタル料金、その他の金銭債務全額を直ちに支払い、当社

になお損害があるときはこれを賠償します。

- (1) レンタル料を第3条に定める支払期限までに支払わなかったとき、又は本契約の各条項に違反したとき
- (2) 支払を停止し、又は手形・小切手を不渡りにしたとき
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受ける、又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始などの申立があったとき
- (4) 事業を休廃止、あるいは解散したとき
- (5) 事業が不振、あるいは継続が困難であると当社が認めたとき

第20条（本物件の返還）

1. レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由により本契約が終了した場合、借主は当社に対し、直ちに本物件を当社の指定する場所に返還します。
2. 借主が本物件を返還しなかった場合には、借主は、レンタル満了の日の翌日から本物件が返還された日までのレンタル料相当額を損害金として当社に支払います。また、当社にその他の損害、損失又は費用が生じた場合には、借主は、これらについても賠償するものとします。

第21条（支払遅延損害金）

借主が、本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合には、借主は当社に対し支払期限の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払います。

第22条（損害賠償）

1. 当社は、本契約に起因し、又は関連して借主が被った損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、賠償の責任を負いません。
2. 当社が本約款又は本契約に違反したことに起因又は関連して借主に損害を与えた場合において当社の賠償する損害は、如何なる場合であっても、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（逸失利益や休業補償及び弁護士費用を含みます）は含まないものとし、また、第2条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額（初期費用を含みません。）を上限とします。

第23条（相殺の禁止）

借主は、本契約に基づき当社に対して負担する債務と、当社又はその承継人に対して有する債権とを相殺することはできません。

第24条（公正証書）

借主は、当社の請求があるときは、直ちに本契約に基づく債務につき強制執行認諾条項を付した公正証書を作成し、その費用は借主が負担するものとします。

第25条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第26条（通知、報告事項）

1. 借主は、借主の住所、氏名、商号又は代表者のいずれかに変更が生じたときは、直ちに書面で当社に通知するものとします。
2. 住所、氏名、商号又は代表者の変更について前項の通知がない場合は、当社が発注書記載の住所及び氏名に基づいて発送した郵便物は、すべて到達すべき時及び場所に到達したものとみなします。

す。また、借主は不着又は延着によって生じた損害又は不利益を当社に対して主張することはできないものとします。

第27条（合意管轄）

本契約に関して、借主と当社との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（特約条項）

借主と当社は、本契約について別途書面により特約した場合には、その特約は本契約と一体となり、本契約を補完又は修正することを承認します。

第29条（改定）

当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、以下の当社のウェブサイトにて適用時期とともに掲示し、借主が適用時期を経過してもなお本物件の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。

第30条（付則）

1. 本約款は、2020年8月1日以降に締結される本契約について適用されます。
2. 本約款は、2026年3月3日にWOTA株式会社のウェブサイト上に公開され、2026年4月1日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。

以上

(2022年12月22日 改定)

(2026年4月1日 改定)